

令和元年行（ウ）第3号 公文書非開示決定処分取消請求事件

原告 井原勝介

被告 岩国市代表者兼処分行政庁 市長 福田良彦

## 準備書面

令和2年4月13日

山口地方裁判所 民事部 御中

原告 井原勝介 印

令和2年4月2日付けで提出された被告の準備書面に対して、重要な論点を整理して下記の通り主張する。

### 記

#### 第1 議事録への該当性について

##### 1. 議事録とは

議事録とは、文字通り、協議・交渉の過程における当事者の発言をそのまま記録したものであり、それ以下でもそれ以上でもない。一方、本件協定書は、岩国市と米軍基地の間で共同使用の条件を定めた合意文書であり、議事録とはその形式や内容などまったく別物である。本件協定書を議事録と同一視することは、日本語の常識として考えられないことであり、法律論として到底成り立たないことは明らかである。どうしてこのような議論が行われるのか、理解し難い。

##### 2. 控訴審判決の論理について

被告は、控訴審判決を引用して、本件協定書は「日米合同委員会の議事録の一部を構成する文書であり、原告の主張には理由がない」と主張するが、判決文を素直に読んでみると、逆に被告の主張に理由がないことがわかる。すなわち判決のこの部分は、控訴人の「本件合意による不開示情報の範囲が曖昧である」との主張に対して、不開示情報に該当することは明らかであることの理由として、複数の文書（共同使用に当たって米側の条件として議事録に添付された文書3と現地実施協定書である文書1、それぞれの和訳）が議事録の一部を構成するとし、さらに、本件合意に基づき各文書は日米両政府の合意なく公開されない扱いとなっているとしたものであり、現地実施協定書が議事録不公開の原則の対象となる議事録の一部に該当するか否かについては何らの判断も行われていないのである。

従って、この判決を根拠に本件協定書が日米合同委員会議事録の一部に該当し不開示の原則が適用されるとする被告の主張には、論理の大きな飛躍がある。

##### 3. 意見書について

米軍岩国基地からの意見書において、「本件協定書は日米合同委員会合意に直接関係し、またその一部をなすものである」とされているが、同委員会の議事録への該当性については何も言及されていない。

また、中国四国防衛局からの意見書において、「本件協定書は議事録不公開の対象となる日米合同委員会議事録の一部に該当する」とされているが、その根拠はまったく示されていない。

## 第2 契約の不履行について

被告は、本件協定を契約と位置づけ、契約の不履行を重要な論点の一つにあげるが、条例第7条の非開示情報にそのような要件は存在しない。さらに、契約不履行による信頼関係の喪失を原因として様々な支障が生じるおそれがあると被告は主張するが、それらは仮定や推測が介在する間接的な影響に過ぎず、法的保護に値する支障とは言えない。

仮に、契約の内容が非開示情報への該当性を左右するとすれば、情報の種類に拘わらずあらかじめ契約で非開示の要件を定めれば、どんな情報でも非開示にすることが可能となり、そうなれば条例そのものが無意味なものになる、

## 第3 具体的な支障について

これまで繰り返し主張して来たが、本件協定書の開示により米軍にどのような不都合が生じるのか具体的理由をあげ説明すべきところ、残念ながら、いまだにこの点に関する説明が何もなされていない。挙証責任はもちろん被告にあり、その責任が果たされていない。これでは、本件協定書の非開示情報への該当性に関する実質的議論はできない。何の支障もないのに、ただ米軍が反対するというだけでは法的保護に値しないことは明らかである。

被告の引用する判決においても、文書の開示により生じるおそれのある米軍基地の支障について具体的に述べられており、本件審理においても、米軍の不都合の中身について実りある議論が行われることを期待する。

## 第4 部分開示について

すでに述べた通り、本件協定書に公知の事実が含まれていることは明らかであり、少なくともその部分の開示は条例上必須であり、全部非開示という決定は条例上ありえない。